

「 21 契約は慎重に」

1．指導対象

小学校高学年～高校生

2．指導意図

ネットワーク社会に限らず、私たちの社会は契約によってなっています。簡単な約束と考えがちなことでも、実際には契約に該当することが数多くあります。未成年者の発言でも、契約に結びつく場合があり、契約と見なされてしまうと法に基づく対処が必要になります。社会の一員として生活していくためには契約の大切さを知り、安易な契約の危険性を知ることが大切です。また、契約によるトラブルが発生した時には、消費生活センターなどの公的な相談窓口を利用することでその解決の手助けとなることを知っておくことが、役立ちます。

3．指導目標

安易な約束は、契約につながることを知る。

保護者の同意を得ているとすることで、未成年者でも契約が成立してしまう場合があることを知る。

上手い誘い言葉の裏に隠れた落とし穴に注意が必要なことを知る。

契約などで困った時には、自治体で消費者相談窓口を設けていることを知る。

4．代表的な授業展開例（一斉授業の例）

教室で一斉授業形態で実施する場合には、教材提示用の端末1台と、プロジェクターを用意する。

(1) インターネット上において、物の売買を行っているサイトがあることを知る。

いくつかのネットショッピングサイトやオークションサイトを見せて、ネット上で売買できることを知る。

(2) 学習ユニットを3画面目まで表示して見せる。

<ここで考えさせる>

次の日に見つけた7枚組完全版を申し込む時に、昨日の申し込みはキャンセルするつもりでした。

この考えは問題ないのでしょうか？

<予想される反応>

- ・CDを受取っていないので問題ない。
- ・すぐにキャンセルのメールを送れば問題ない。
- ・キャンセルできない。
- ・キャンセル料を払えば問題ない。
- ・「キャンセルさせて欲しいのだが」と相談すれば良い。

- (3) 学習ユニットの残りを見せる。
- ・契約は一方的にキャンセルできないことを知る。
 - ・契約をしてしまったら、その解約にお金がかかることもあることを知る。
- (4) 今日の学習を振り返る。
- 約束は契約の第一歩
- ・契約をしてからだと、断るために経費が発生することもある。
- 契約は大人の人と相談して
- ・契約は、子どもはできませんが、親の許可があると言ってしまうと、契約と見なされる場合もある。
- 誘いことばにつられない。
- ・無料などの誘いことばだけにつられると、本当は違っていたということもある。

5. 学習課題に関する学習ユニット以外の問題事例

(実際に起こった事例や今後発生が予想される事例)

キャッチセールスで化粧品と美顔器の契約をしたが、解約したい

http://www.nacs.or.jp/cite_18.html

英会話教室を解約しようとしたら、パソコンの購入契約だから解約できないといわれた

http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/s_sodan/jirei/s_gogaku03.html

「全員が志望校に合格」と電話があり進学塾と思って契約

http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/s_sodan/jirei/g_kyouzai01.html

映画鑑賞券を売りつけられた

http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/s_sodan/jirei/g_kanshouken01.html

買った子犬が死んでしまった

http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/s_sodan/jirei/g_pet01.html

資格取得商法

<http://www.pref.gifu.jp/s11141/profile/otosiana/content/syouhi04.htm>

特設会場で商品を買って来てしまったが心配はないか

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokih/consumer/jirei/07.htm>

雑誌が一方的に送りつけられてきたが、どうすればよいか

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokih/consumer/jirei/01.htm>

家庭教師付学習教材の解約金の算定方法を知りたい

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokih/consumer/jirei/14.htm>

インターネット利用の学習指導の契約をしたが、解約したい

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokih/consumer/jirei/12.htm>

「モニター商法」をめぐるトラブル

http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/s_sodan/tama/c_file_000407.html

6. 問題事例が発生した際の教師や保護者サイドの対処法，問題解決法

- a. 本人に契約に至った経緯を確認し，以下の例外以外は未成年者の契約は成立しないので，本人に

契約の取り消しを行わせる。

例外として

「親の同意を得ている」「成人である」などの嘘を言っていた場合

契約金額が小遣いの範囲

未成年者でも結婚している場合

小遣いの範囲内であれば、自己責任を確認させる意味で、保護者同意の上で、実費を負担させることもありえる。

b. 未成年者としての契約の取り消しができない場合は、契約のきっかけを確認し、特定商取引法に該当する場合（複合サービス会員権・タレント養成・健康食品など）は相手に取り消しを求める。

c. 取り消しに応じない等の場合は、地域の消費生活センターなどに相談をする。

あらかじめ、学校の指導範囲を保護者に説明しておくといよい。

学校の端末からは、インターネットショッピングやオークションには参加できないよう、コンテンツフィルタリングを行うことも考えられる。

家庭の端末からやったことは家庭が全責任を持つのが原則だが、保護者向けの啓発活動を行う手だてが当面必要

7. 課題に関するFAQ

Q1. 未成年者でも契約として成立してしまう場合があるのでしょうか？

A. 例外の規定に該当する場合は、契約と認められます。しかし、その経緯を把握することで、勧誘方法に問題が有るなどで、契約が不成立となる場合もあります。

Q2. 保護者や教師が問題を解決してしまうことはよくないのではないのでしょうか？

A. 本人で対応できる部分は、本人にさせることは欠かすことができません。小遣いで対応できる場合は、本人に支払いをさせたり、契約解除は本人にさせることがあります。しかし、法的な手続き等本人にはできない部分を保護者や教師が行うこととなります。

8. 学習課題に関するリンク集

最近の相談事例 気をつけよう!! あんなこと～こんなこと～

<http://www.nacs.or.jp/cite.html>

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

<http://www.nacs.or.jp/>

消費生活相談事例集

http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/s_sodan/s_jirei_index.html

東京都消費生活総合センター

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>

おっと落とし穴

<http://www.pref.gifu.jp/s11141/profile/otosiana/index.htm>

岐阜県地域県民部生活安全消費者課

<http://www.pref.gifu.jp/s11141/profile/>

漫画で読む こんなとき、あなたならどうしますか？

http://www.nishi.or.jp/_syouhi/

西宮市消費生活センター

http://www.nishi.or.jp/_syouhi/

消費者相談事例

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokih/consumer/>

北海道経済産業局

<http://www.hkd.meti.go.jp/>

消費生活相談情報

<http://www.city.sendai.jp/shimin/shi-seikatsu/syouhi-c/soudan/index.html>

仙台市消費生活センター

<http://www.city.sendai.jp/shimin/shi-seikatsu/syouhi-c/index.html>